企 画 総 務 委 員 会

令和７年９月５日

１　陳情審査

（１）新たに送付された陳情

送付７－２３　安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に関する再陳情

２　報告事項

【地域振興部】

（１）千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会の選定結果について　【資料】

（２）千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会の選定結果について　【資料】

（３）ちよだアートスクエアについて　【資料】

（４）祭礼文化の継承に係る調査研究について　【資料】

【政策経営部】

（１）令和８年度予算編成方針について　【資料】

（２）千代田区手数料に関する規定整備について　【資料】

（３）令和７年度都区財政調整　当初算定結果の概要について　【資料】

（４）旧区立練成中学校改修工事について　【資料】

（５）旧区立練成中学校改修工事等に係る入札状況について　【資料】

（６）二七通り東地区歩道拡幅工事について　【資料】

（７）カムチャツカ半島付近の地震による津波警報発令に伴う帰宅困難者対応について　【資料】

３　その他

企画総務委員会　送付７－２３
安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に関する再陳情

受付年月日　　令和７年８月２１日

陳　情　者　　提出者　　１名

2025年8月19日

千代田区議会議長
秋谷　こうき　殿

氏名：[redacted]
住所：[redacted]
TEL：[redacted]

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に関する再陳情

記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様におかれましては、千代田区の行政運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、私は昨年、千代田区において電子たばこを規制対象としていただくよう陳情をいたしました（企画総務委員会 送付６－４０）。その際は、皆様にご検討を賜り、心より感謝申し上げます。しかしながら、その後の状況に大きな変化が見られるため、改めて陳情いたします。

1. 紙巻きたばこおよび加熱式たばこに加え、電子たばこも規制の対象とすること
   日本では、医薬品医療機器等法（薬機法）によりニコチンを含むリキッドの販売には許可が必要ですが、現在認可された製品は存在しないとされています。しかし、2010年時点で国内においてニコチンが含まれる製品の流通が確認されています。
   さらに昨秋ごろから、沖縄県などでは、特に若者の間で海外で麻酔導入剤として使用される国内未承認の医薬品成分「エトミデート」を混ぜた電子たばこ（いわゆる「ゾンビタバコ」）の流行が確認されています。これは、周辺のアジアの国々で流行していたものが日本にも入ってきたものですが、この「ゾンビタバコ」の流行を受けて、電子たばこ自体を通常のたばこではなく、薬物扱いとして規制対象とする国もあります。
   この「ゾンビタバコ」は、吸引によって中枢神経を抑制し、手足のけいれんや泥酔状態を引き起こす危険性があることから、2025年5月16日に国の指定薬物に指定され、すでに逮捕者も出ています。
   旅行先で違法だと知らずに入手し、持ち帰るケースも懸念されます。電子たばこを吸う人の製品がニコチン含有かどうか、指定薬物含有かどうかを目視で確認することは困難であることから、一律で規制対象としていただきたいです。

2. 千代田区HP上の「SMOKING AREA MAP」を定期更新すること
   現在、千代田区は無料喫煙所の増設や路上喫煙の取り締まり強化などにご尽力いただいていると承知しております。その一方で、区HPに掲載されている「SMOKING AREA MAP」では、エリアごとのEnglish verの最終更新が令和3年4月1日、公衆喫煙所一覧表、民間喫煙所一覧表の最終更新が令和5年3月20日となっており、情報発信には改善の余地があると考えます。情報の正確性を担保するため、最低でも年1回更新する業務フローとしていただきたいです。

（参考）
厚生労働省「ニコチンが含まれる電子タバコがあります。使用にはご注意ください！」
（URL: https://www.mhlw.go.jp/topics/2010/08/tp0819-2.html）

収受
千区議会第 61 号
7.8.21
千代田区議会事務局

厚生労働省「国内未承認の医薬品成分エトミデートを含有する製品に対する注意喚起について」
（URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00026.html）

厚生労働省「指定薬物を指定する省令が公布されました」
（URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20250703-1.html）

NNA「【シンガポール】電子たばこ規制を大幅強化へ、首相が表明」
（URL: https://news.yahoo.co.jp/articles/6e092f941b220f685d382741b72477b63a5250ea）

沖縄タイムス「若者に乱用広がる『ゾンビたばこ』　エトミデートを吸引、意識飛び震える手足　頭を強打し搬送された女性『死にそうになった虫みたい』」
（URL: https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1649875）

千代田区「SMOKING AREA MAP」
（URL: https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/kitsuenjo.html）

以上

地域振興部資料1
令和7年9月5日

千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会の選定結果について

千代田万世会館については、平成18年4月1日から指定管理者による管理運営がなされてきたところであるが、現行の指定管理期間が来年3月末をもって満了となる。

このため、新たな指定管理者の指定に向けて、千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会を設置し、応募団体の審査を行ってきたところであり、このたび区長に対し選定結果の報告があった。

1　選定経過

(1)選定基準　　以下の事項について総合的に評価し選定した。

①　基本方針　②　経営の財務的安定性　③　業務内容・水準
④　経済性　⑤　業務運営体制　⑥　リスクマネジメント
⑦　業務実績　⑧　その他特記事項

(2)選定委員会の開催

①　第1回選定委員会(令和7年4月18日)
募集要項及び業務の基準を決定した。

②　第2回選定委員会(財務評価・書類審査)
公認会計士による応募団体の財務評価及び選定委員による応募書類の審査を行い、応募団体(1団体)を第一次審査通過とした。

③　第3回選定委員会(令和7年8月19日)
応募団体による業務計画書等に基づいたプレゼンテーション(第二次審査)を実施し、応募団体を指定管理者候補者として選定した。

④　区長への報告(令和7年8月20日)
選定結果報告書を提出した。

(3)評価結果(委員5名×200点＝1,000点満点)

791点(得点率79.1%)

※募集要項で、応募団体が1団体であった場合には 60%以上の得点を得ることを採用基準として設けた。

2　指定管理者候補者

(1)名　称　　株式会社　日比谷花壇
(2)所在地　　東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
(3)代表者　　代表取締役社長　宮島　浩彰

3　指定期間

令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで（5 年間）

4　選定理由

当該団体は、他自治体においても葬祭施設の指定管理業務実績があることから、豊富な経験とこれまで培ってきたノウハウに基づいた適切な業務運営体制の下で、利用者の目線に立った運営がなされることが期待できる。利用者目線での接客・接遇、コンプライアンス遵守の徹底、それらを配置スタッフへ教育する等、平等利用の確保に向けた方針を打ち出しており、利用促進に積極的な姿勢が伺える。また、同団体の強みである花材を活かした自主事業の提案は、区民や葬儀社への配慮も踏まえたものであり、会館の認知度向上に資する取組として高く評価できるものである。

財政面では、公認会計士による評価により、収益力の改善と有利子負債の削減が重要な経営課題ではあるものの、直ちに財政状態に著しい問題が生じる状況にはなく、資金・収支計画についても、今後の葬祭場運営を取り巻く経営環境の変化などを踏まえたうえで、その合理性及び達成可能性に重要な疑義はないとの結果であった。

以上のことから、当該団体を指定管理者候補者として決定するに至ったものである。

5　千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	印出井　一美	地域振興部長
委 員	小松　啓吾	株式会社日本総合研究所
委 員	井上　民三	千代田国際法律会計事務所・公認会計士
委 員	久保寺　健郎	区民（富士見地区町会連合会長）
委 員	佐竹　信敬	区民（万世橋地区町会連合会長）

6　今後のスケジュール

令和７年第３回区議会定例会	指定管理者の指定議決
令和８年第１回区議会定例会	債務負担行為の設定
令和８年３月まで	協定内容協議
〃　４月１日	協定締結（基本協定及び年度協定） 指定管理者による管理の実施

地域振興部資料2
令和７年９月５日

千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会の選定結果について

千代田区立内幸町ホールは、平成 17 年4月から指定管理者による施設運営を行ってきたが、第4期にあたる指定管理期間の5か年が令和7年3月末に終了し、令和7年4月1日より区が直営で管理している。令和8年度からの供用開始に向けて、再び指定管理者制度による運営を行うため、新たに指定管理者を指定することとなった。

指定にあたって、「千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会」を設置し、審議を経て、この度、区長に対し選定結果の報告があった。

1　選定経過

(1)評価項目

以下の項目について総合的に評価し選定した。

① 事業実績　② 財政基盤　③ 施設運営方針
④ 経費縮減策　⑤ 個人情報保護　⑥ サービス向上
⑦ 苦情処理等の体制　⑧ 主催事業計画　⑨ 区内文化芸術団体等との連携
⑩ 安全対策（防火、防犯、防災、緊急対応等）　⑪ 環境への配慮　⑫ 収支計画
⑬ 人員配置計画

(2)審査方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）により選定する。なお、第1次審査、第2次審査ともに、60％以上の配点獲得を採用基準とし、第1次審査により審査を通過した団体は第2次審査を受けることができる。第2次審査は、第1次審査の点数を持ち越さない。第2次審査で最も得点の高い団体かつ 60％以上を獲得した団体を指定管理者候補者として選定する。

(3)選定委員会の開催等

①第1回選定委員会【令和7年5月 26 日】
　募集要項、業務の要求水準及び選定方法・基準の確認・決定
②区広報紙及びホームページによる周知【6月5日～】
③施設見学会【6月 18 日】
　午前・午後の2回開催し、4団体の申込があった。
④受付期間【6月 30 日～7月7日】
　1 団体（団体A）より申込みがあった。
⑤第2回選定委員会【7月9日～7月 17 日】
　第1次審査（書類審査）
　《結　果》
　　団体A　410 点（75.9％）
　　委員6名×90 点＝540 点満点。60％以上を獲得したため第1次審査通過。
⑥第3回選定委員会【令和7年7月 28 日】
　第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

《結　果》

団体A　458 点(76.3%)

委員6名×100　点＝600　点満点。60%以上を獲得し、最も得点の高い団体のため、指定管理者候補者として選定した。

2　指定管理者候補者

(1)　指定管理者候補者の名称等

株式会社コンベンションリンケージ

千代田区三番町2番地

代表取締役　平位　博昭

(2) 選定理由

当該団体は、千代田区立内幸町ホールの運営について豊富な経験と実績を有しており、今後も安定した運営のもと、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提供が期待でき、経営の安定性、安全対策等においても一定の評価ができるとされた。総じて、提案された事業計画の妥当性、実現性、運営の安定性が評価され、選定にいたった。

3　指定期間

令和8年4月1日から令和 13 年3月 31 日まで(5年間)

4　千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会委員

役　職	氏　名	備　考
委員長	古橋　祐	ホールの管理運営に関する専門的知識経験を有する者
委員	土田　始	経営及び財務に関する専門的知識経験を有する者
委　員	村田　和美	区　民
委　員	安田　郁子	区　民
委　員	夏目　久義	政策経営部財産管理担当部長
委　員 (職務代理者)	中田　治子	地域振興部文化スポーツ担当部長

5　今後のスケジュール（予定）

令和７年第３回区議会定例会	指定管理者の指定議案提出
令和８年第１回区議会定例会	債務負担行為の設定
令和８年３月まで	協定内容協議
令和８年４月	協定締結（基本協定及び年度協定） 指定管理者による管理の実施

地域振興部資料３
令和７年９月５日

ちよだアートスクエアについて

１　新ちよだアートスクエア基本構想

「ちよだアートスクエア評議委員会」にて「新ちよだアートスクエア基本構想」を議論し、パブリックコメントを経て、区として令和５年３月に本構想を策定した。

（１） 設置目的・基本方針

① 設置目的：「生活の質を高める」

千代田区にある、文化的・歴史的に貴重な財産に関する情報を発信するとともに、有効に活用し、人々の様々な自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことがちよだアートスクエアの目的である。

② 基本方針

〇運営への参画、利用の両面で区民等への開放的な施設とする。
〇伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
〇人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
〇区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
〇千代田区・地域との関連性を活かす。
〇コロナ下においても文化芸術の灯を絶やさずに次世代へと継承発展していくための事業を展開する。

（２） 対応すべき課題等

① 施設の老朽化・機能改善

（ア） 老朽化の進行対応
（イ） 避難所機能の強化
（ウ） 社会・技術的変化による施設設備の見直し、陳腐化の対応
（エ） ちよだアートスクエアの役割機能充実

→改修工事により対応

② 運営方法

→「業務委託」「指定管理者制度」「民設民営」の３つの方法を比較・検討し、従前どおりの「民設民営」で運営を行うことを決定

③ 展開する事業・プログラム

→現代アートのみに偏らず、伝統文化や伝統芸能等に関する取組も推進し、区民がより文化芸術に親しめる事業・プログラムとする。

④ 評価の方法

→運営団体による自己評価に加え、ちよだアートスクエア評議委員会からの意見・提案をもとにした評価を実施する。

（３） 機能構成

① アートカフェ

② 屋上スペース

③ イベントスペース／ギャラリー

④ 多目的スペース（体育館）

⑤ 活動スペース

※国内外の文化芸術団体が入居して活動するちよだアートスクエアの中核機能

⑥ 音楽・動画配信スペース　新規

２　基本構想策定後の取組

令和５年 12 月	運営団体公募するも不調
令和６年４月	再公募
令和６年６月	運営団体決定〔運営団体：Ｊ＆Ｊ共同事業体〕
令和７年８月～	改修工事のため、一時閉鎖

３　今後のスケジュール

令和７年秋～	改修工事予定
令和９年	リニューアルオープン予定

※改修工事期間中は区民館等を活用して事業を実施する。

地域振興部資料４
令和７年９月５日

祭礼文化の継承に係る調査研究について

１　趣　旨

千代田区の祭礼文化が持つ価値を歴史・文化・コミュニティの観点から明らかにし、その成果をもとに、祭礼文化の継承を今日の地域コミュニティの課題解決に結びつけることで、地域コミュニティの持続可能性向上を図る。

２　調査研究のねらい

（１）千代田区の祭礼文化が地域コミュニティの求心力として果たしてきた役割を専門的見地から解明し、その価値や重要性について共通認識を図る。
（２）祭礼文化を後世に継承していくための課題や､必要な支援策等について整理する。
（３）行政として、祭礼文化の継承を支援していくことに対する意義や根拠を明確化する。

３　実施体制

（公財）まちみらい千代田を事務局として、調査事業を実施する。

祭礼文化や地域文化に精通した大学教授などの有識者が専門的見地から助言・監修を行うほか、関連分野を研究する大学院生等が調査の実務を行う。

併せて、本調査には区も積極的に関与し、進捗状況を共有するとともに今後の事業展開等について定期的に意見交換を行う。

４　調査研究内容（想定）

・江戸の祭礼文化に関する文献、史料、既往研究等の整理
・江戸以来の祭礼文化・行事と地域コミュニティとの関係性の研究
・江戸型山車に関する研究
・他自治体の行政による祭礼文化支援手法の調査　等
　調査研究の内容により、適宜、有識者や祭礼関係者等へのヒアリングを実施予定

５　区における今後の取組

祭礼が宗教的要素を含むことに十分留意しつつ、祭礼が地域社会のつながりを支えてきたコミュニティ的価値に着目し、行政としての支援のあり方を整理する。また、祭礼が持つ文化的価値についても、関係部署と連携して整理する。

６　経費概算

6,000 千円

公益財団法人まちみらい千代田に対する助成等に関する条例に基づき、上記金額を限度として事業補助を実施する。

７　実施スケジュール（予定）

令和７年９月　　調査研究開始

令和７年 12 月　　セミナー開催（中間報告）

令和８年２月　　調査研究結果とりまとめ

令和８年３月　　シンポジウム開催（最終報告）

政策経営部資料 1
令和７年９月５日

令和８年度予算編成方針

令和７年７月 25 日
区　長　決　定

我が国の景気は、緩やかな回復基調にあるとされていますが、依然として食料品を中心とした物価の高騰が続いており、区民生活への影響は深刻なものとなっています。加えて、少子高齢化や人口減少の進行、気候変動に起因する自然災害の激甚化、さらには体感治安や衛生環境、外国人増加に伴う共生社会に対する不安など、現在のみならず将来に対しても多くの懸念が顕在化しています。

また、急速に進化するＡＩは、私たちの生活に大きな変化をもたらす可能性を秘めています。ＳＮＳ等により誰もが容易に情報を発信できる社会になった一方、ＡＩの進化と相まって、偽・誤情報の流通、情報の偏向等の問題が生じやすくなっており、情報リテラシーの向上が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、区は、子ども、高齢者、障害者など、全ての区民が安全・安心に、一人ひとりが輝き幸せに暮らすことのできる豊かな地域社会の実現に向け、基礎自治体として重要な責務を担っていることを改めて認識する必要があります。

さらに、山王祭や神田祭といった「天下祭」をはじめとする伝統的な祭礼文化、神保町の活字・出版文化、秋葉原のポップカルチャーなど、千代田区が世界に誇る魅力的な文化資源等を最大限に活用し、シビックプライドの醸成を図るとともに、これまで地域や行政との関わりが少ない若年・中年の単身世帯などを含め、地域に住み、働き、学び、集うすべての人々が規範意識の中で、互いの多様性を尊重し、誰もが孤立することなく、いきいきと暮らすことのできる地域コミュニティの醸成が求められています。

ＶＵＣＡ（変動性・不確実・複雑・曖昧）時代と言われる、先行き不透明な社会情勢においては、行政運営においても柔軟性と迅速な対応力が一層求められます。労働力人口が減少し、行政需要が複雑化・高度化する中、区民の期待に的確に応えるためには、職員一人ひとりが主体性と「挑戦」する姿勢を持ち、風通しの良い、活力ある組織風土への変革に取り組み、いかなる時代においても持続的に発展し続ける千代田区をめざしていかなければなりません。

以上の認識の下、令和８年度予算は、「今日の声を、明日のかたちにする予算」をテーマに掲げ、以下の方針を基本とし編成することとします。

記

- 第４次基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、現場で業務にあたる職員一人ひとりが主体性を持ち、区民等を取り巻く環境・ニーズの変化を的確に捉え、区民視点に立った取組みを庁内一丸となり積極的に推進すること。
- ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、定量的な分析による政策形成を中心に推進すること。
- 区民サービス向上と効果的かつ持続可能な行政運営を推進するため、徹底して事業の見直しを進めること。見直しにあたっては、職員を含めた労働人口の減少を前提として事業の実施意義を改めて精査するとともに、デジタル化や企業との協働等を含め検討すること。費用・労力対効果が低いものがある場合には事業の廃止も含めて検討すること。

政策経営部資料２
令和７年９月５日

千代田区手数料に関する規定整備について

１　経緯

（１）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）」が令和元年 12 月４日付で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第 228 号）」が令和２年７月 28 日付でそれぞれ公布された。これに伴い、条項等が改められていたため、所要の改正を行う。

（２）「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」の制定に伴い、条ずれが生じるため、改正を行う。

２　主な改正内容

法律又は政令の公布に伴い、条ずれ等が生じたため、所用の規定整備を行う。

３　施行予定日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(3)の部の改正規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 47 号）第４条の規定の施行の日（令和７年 11 月 28 日）から施行する。

政策経営部資料３
令和７年９月５日

令和７年度都区財政調整　当初算定結果の概要について

○ 特別区に対する普通交付金の額は、１兆 2,139 億 74 百万円で、前年度比 881 億 54 百万円、7.8％の増

○ 基準財政収入額は、１兆 5,096 億 74 百万円で、前年度比 1,274 億 78 百万円、9.2％の増

○ 基準財政需要額は、２兆 6,903 億 19 百万円で、前年度比 2,012 億 18 百万円、8.1％の増

（単位：千円）

区名	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金
千代田区	33,098,902	35,469,770	2,370,868
中央区	45,631,466	66,073,476	20,442,010
港区	110,135,347	81,788,215	0
新宿区	66,708,592	95,331,617	28,623,025
文京区	45,687,643	70,992,211	25,304,568
台東区	32,920,407	63,646,863	30,726,456
墨田区	36,708,809	83,428,190	46,719,381
江東区	76,060,673	148,102,038	72,041,365
品川区	69,830,092	117,600,630	47,770,538
目黒区	57,205,353	75,663,353	18,458,000
大田区	102,337,223	187,074,889	84,737,666
世田谷区	157,007,476	222,802,084	65,794,608
渋谷区	71,435,284	66,453,411	0
中野区	47,294,406	91,395,112	44,100,706
杉並区	85,704,454	140,396,625	54,692,171
豊島区	44,763,606	81,947,481	37,183,875
北区	42,820,467	106,718,055	63,897,588
荒川区	25,599,185	73,083,719	47,484,534
板橋区	66,474,113	155,735,450	89,261,337
練馬区	91,715,430	198,783,842	107,068,412
足立区	73,451,369	191,679,461	118,228,092
葛飾区	49,374,591	141,052,441	91,677,850
江戸川区	77,709,487	195,100,478	117,390,991
合計	1,509,674,375	2,690,319,411	1,213,974,041

特別区財政調整交付金算定の仕組み

（図中の数値は、令和７年度当初算定に基づく）

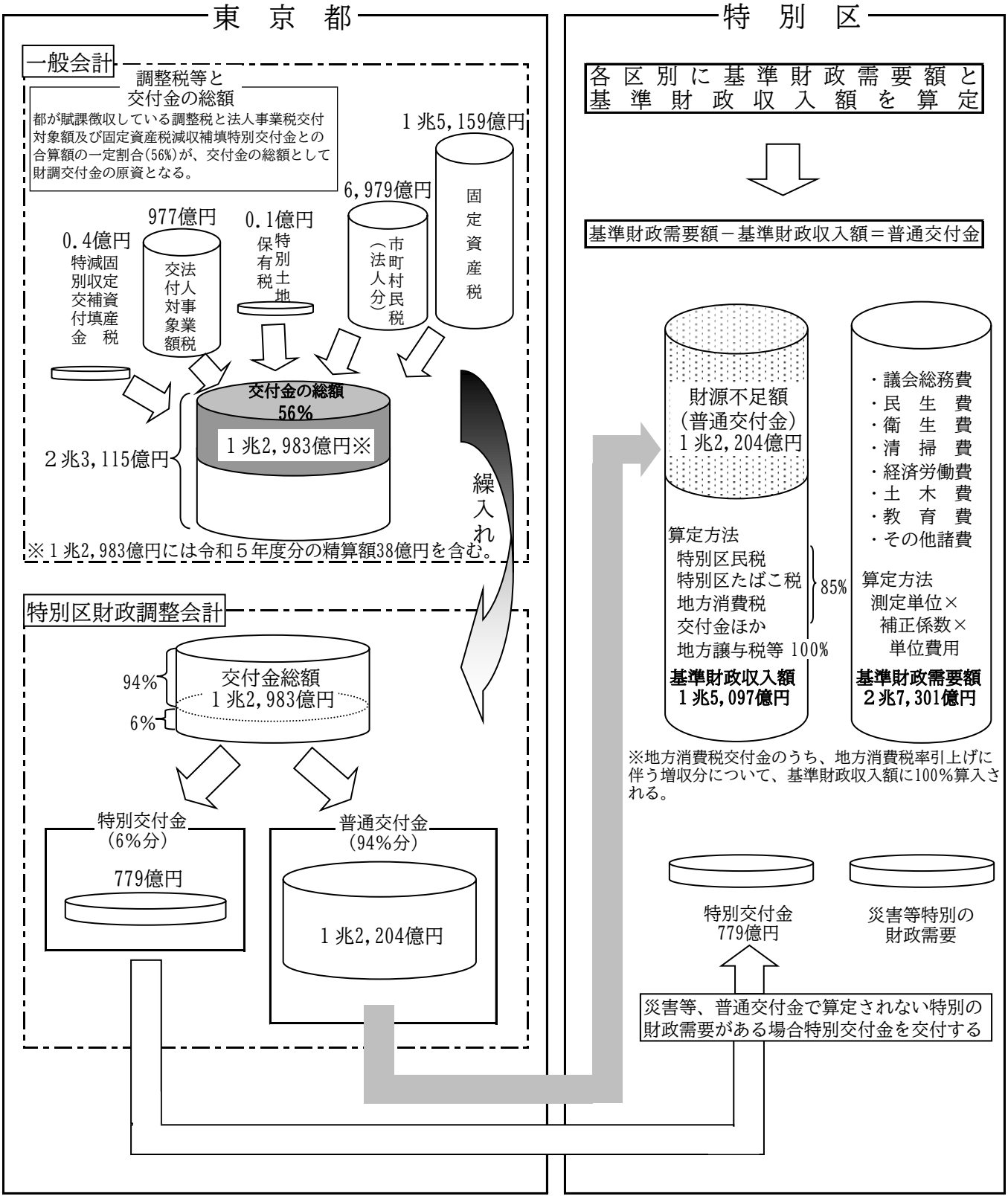

※端数の調整により合計が合わない場合がある。

政策経営部資料４
令和７年９月５日

旧区立練成中学校改修工事について

1. 施設概要

【敷地面積】　3,945.58 ㎡
【延床面積】　7,239.91 ㎡
【構造・規模】　鉄筋コンクリート造　地上４階／地下１階
【竣工年月日】　昭和 53 年 6 月 30 日 （築47年）
【主な用途】　地下 1 階　音楽スペース・スタジオ、活動スペース 他
1 階　ｷﾞｬﾗﾘｰ・ｲﾍﾞﾝﾄｽﾍﾟｰｽ、ｺﾐｭﾆﾃｨｽﾍﾟｰｽ、事務室 他
2 階　活動スペース、体育館、防災倉庫
3 階　活動スペース
4 階　屋上運動スペース、設備機器置場

2. 工事件名

・旧区立練成中学校改修工事
・旧区立練成中学校改修電気設備工事
・旧区立練成中学校改修機械設備工事

3. 環境配慮

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）で、ZEBReady（設計段階でのエネルギー消費量を 50％以上削減）の評価を取得。

【建築】
建物の断熱性能の向上を図り、冷暖房の負荷を低減させる
・外壁を外断熱とする
・外部建具の更新及びガラスを「複層ガラス＋Low-Eガラス」に更新

【空調・換気設備】
高効率機器の採用により、エネルギー消費量を削減する
・省エネ性能が高い空調機器を採用
・各執務室に全熱交換器（換気設備）を採用

【給排水・給湯設備】
節水型便器、高効率ガス給湯器を採用し、上水使用量及びエネルギー消費量を削減

【照明設備】
LED 化、明るさや人感センサー制御を採用し、エネルギー消費量を削減

【その他】
屋上に太陽光発電設備（9.5KW）を設置

4. 工事概要

【建築･昇降機設備工事】

・内装全面改修

・柱及び壁の耐震改修

・屋上防水及び外壁全面改修（外断熱、外部建具）

・昇降機設備の全面改修

・外構改修

【電気設備工事】

・受変電設備の改修（キュービクル、非常用発電機）

・照明器具、非常用照明、誘導灯の改修

・各弱電設備の改修（放送、電話、火災報知設備等）

・映像音響設備の新設　（地下１階貸出スタジオ）

【機械設備工事】

・空調設備の改修（空調機、換気設備、排煙設備）

・給排水衛生設備・消火設備の改修（上下水道、給湯器、衛生器具、ポンプ等）

5. 工事工期

契約締結日の翌日から令和9年7月 30 日まで

旧区立練成中学校改修工事について

参考資料

各 階 平 面 図

＜改 修 前＞

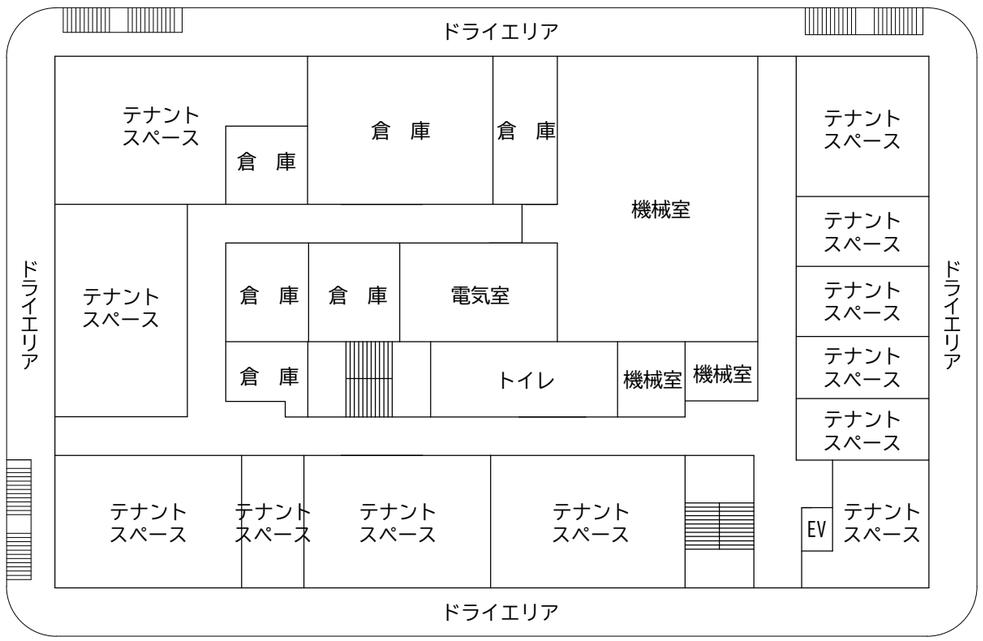

地 下 1 階

＜改 修 後＞

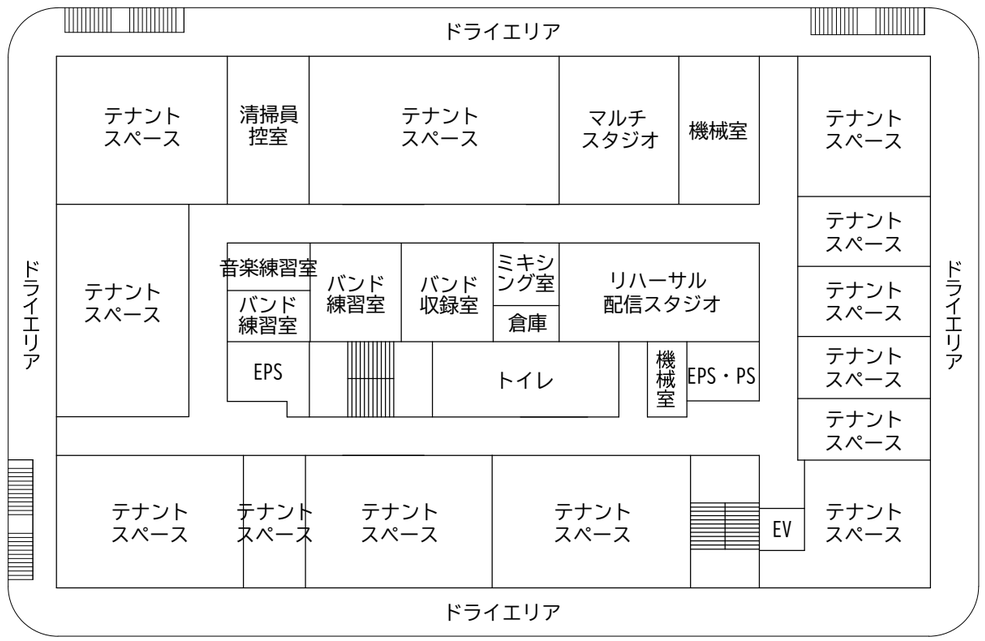

地 下 1 階

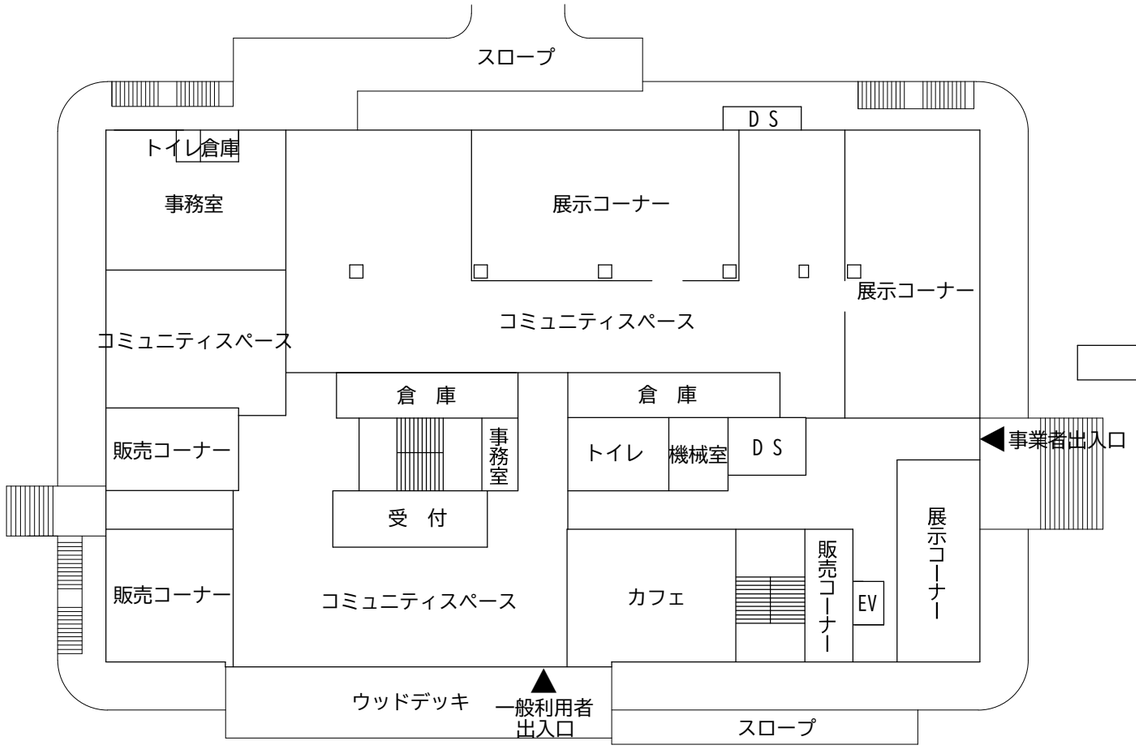

1 階

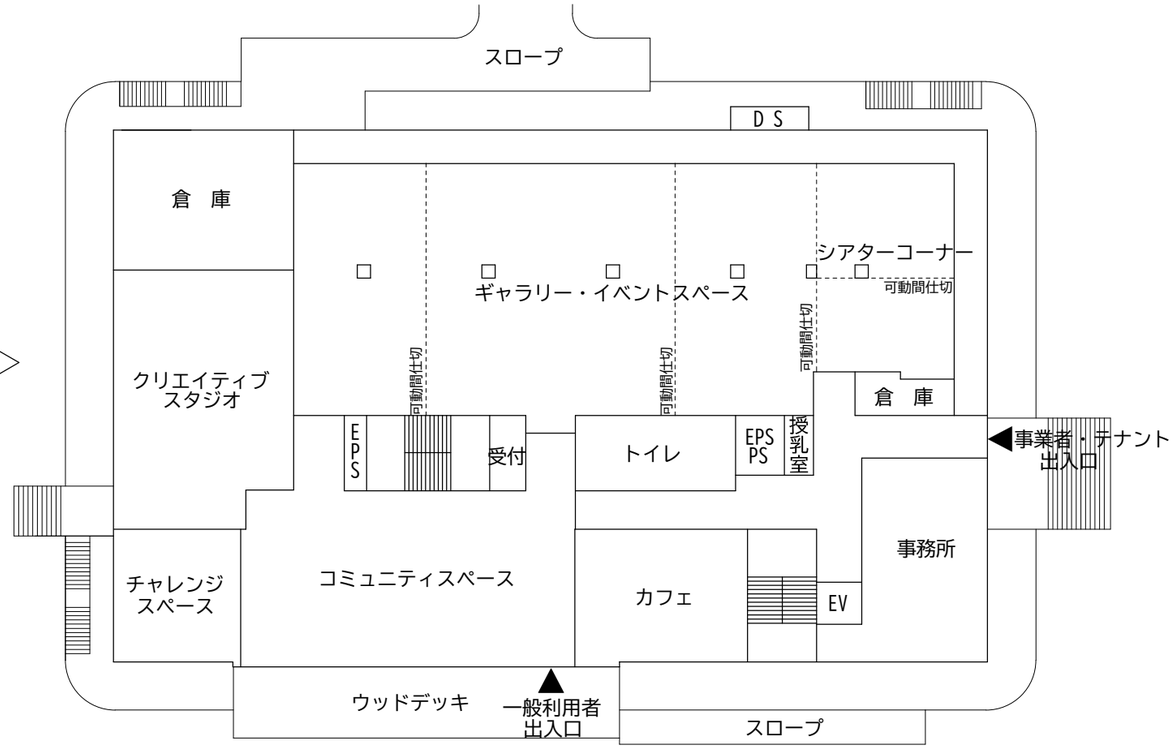

1 階

<改 修 前>

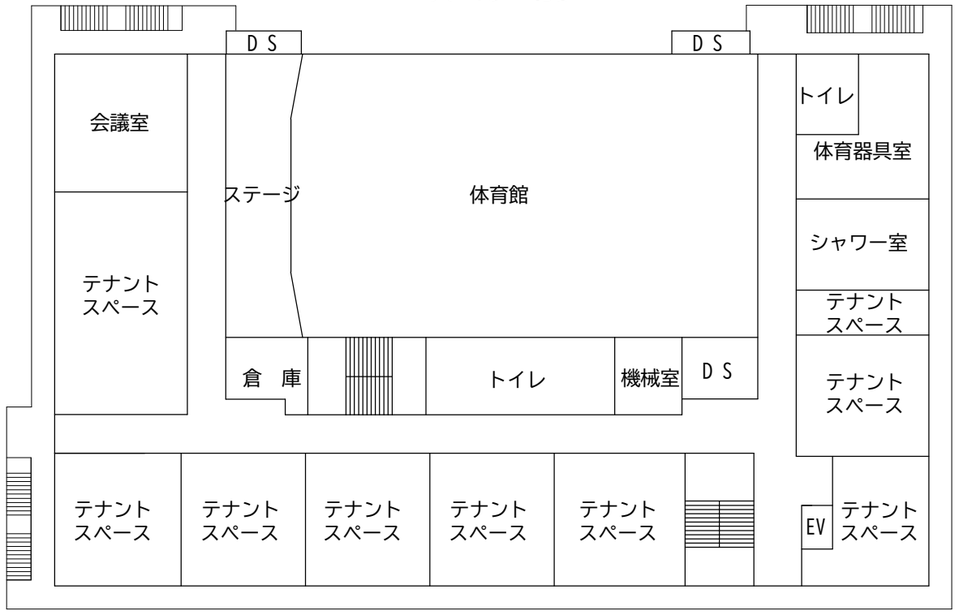

2 階

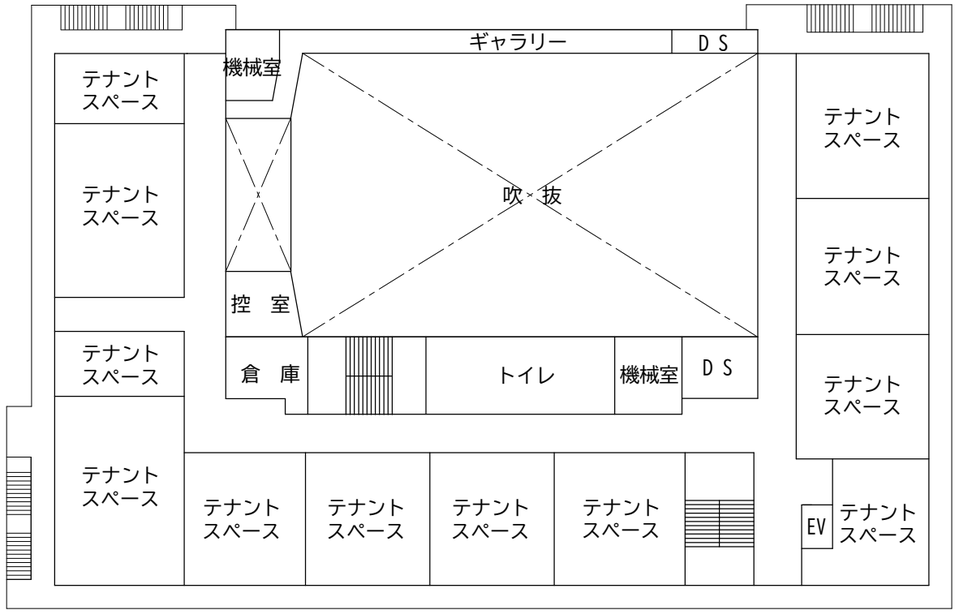

3 階

<改 修 後>

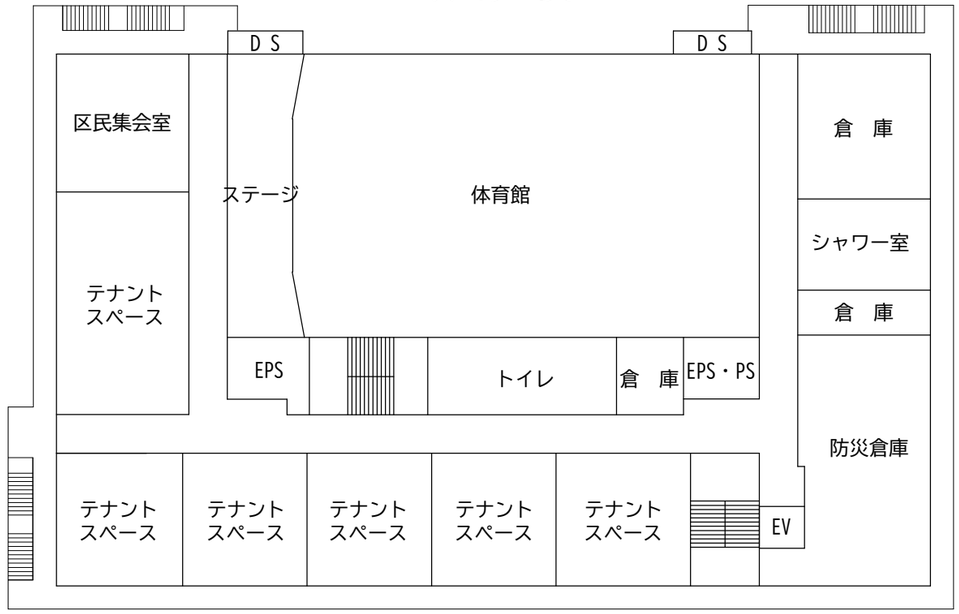

2 階

3 階

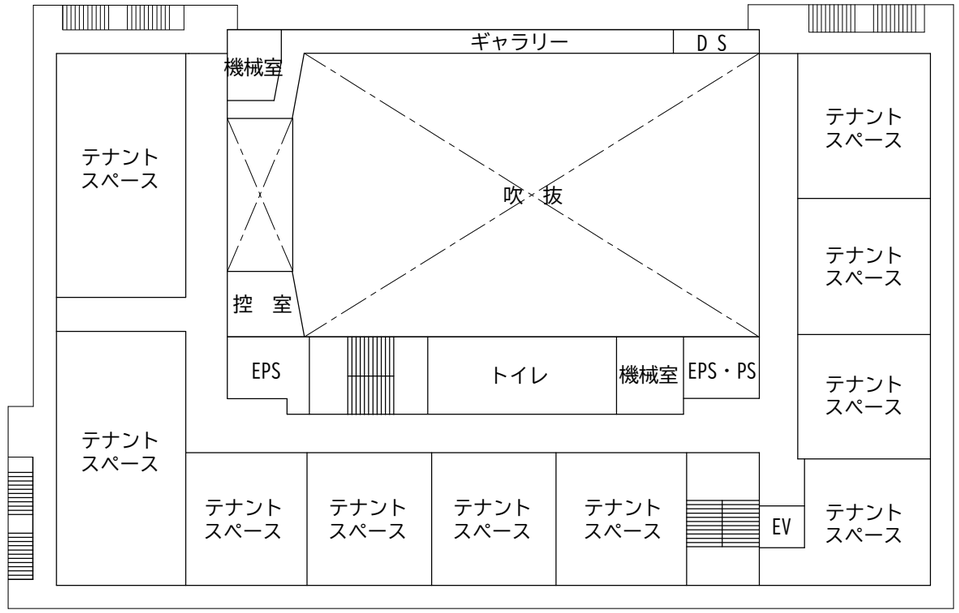

3 階

<改 修 前>

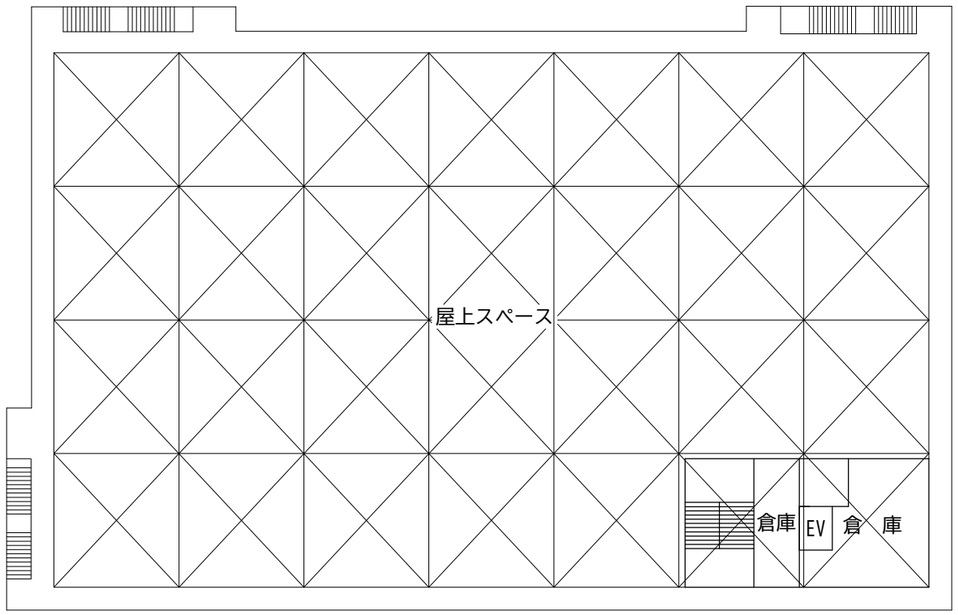

屋 上

<改 修 後>

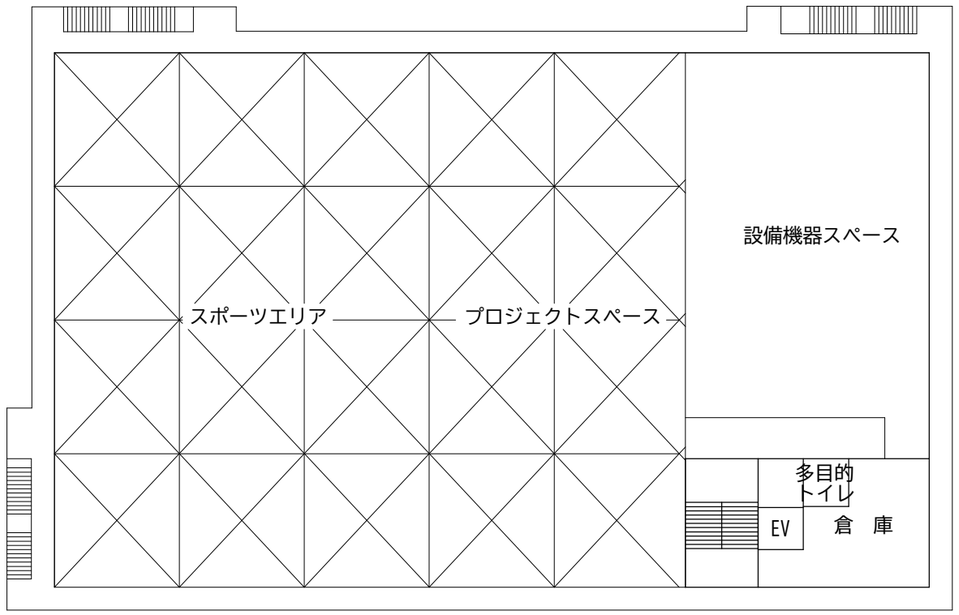

屋 上

政策経営部資料５
令和７年９月５日

旧区立練成中学校改修工事等に係る入札状況について

１　工事場所及び内容

（１）工事場所等

・工事場所　　千代田区外神田６－11－14（住居表示）
・構造　　鉄筋コンクリート造
・規模　　地上４階、地下１階
・敷地面積　　3,945.58 ㎡
・延床面積　　7,239.91 ㎡

（２）工事内容

①改修工事（建築・昇降機設備工事）
内装全面改修、柱及び壁の耐震改修、屋上防水及び外壁全面改修、昇降機設備の全面改修、外構改修

②電気設備工事
受変電設備の改修、照明器具、非常用照明、誘導灯の改修、各弱電設備の改修、映像音響設備の新設

２　工事期間　　契約締結日の翌日から令和９年７月 30 日まで

３　契約方法　　制限を付した一般競争入札による契約（単体または２者ＪＶ）

４　入札結果（８月 26 日開札）

工事内容	落札金額 （消費税込み）	落　札　者
改修工事	1,551,000,000 円	ナカノフドー・福田建設共同企業体 （代表者） 東京都千代田区九段北四丁目２番28号 株式会社ナカノフドー建設 代表取締役社長　飯塚　隆
電気設備工事	610,500,000 円	東京都千代田区神田佐久間河岸84サンユウビル 株式会社八洲電業社 東京支店 執行役員　東京支店長　岩瀬　壮一

予定価格（事後公表）

政策経営部資料 6
令和7年9月5日

二七通り東地区歩道拡幅工事について

1．経過

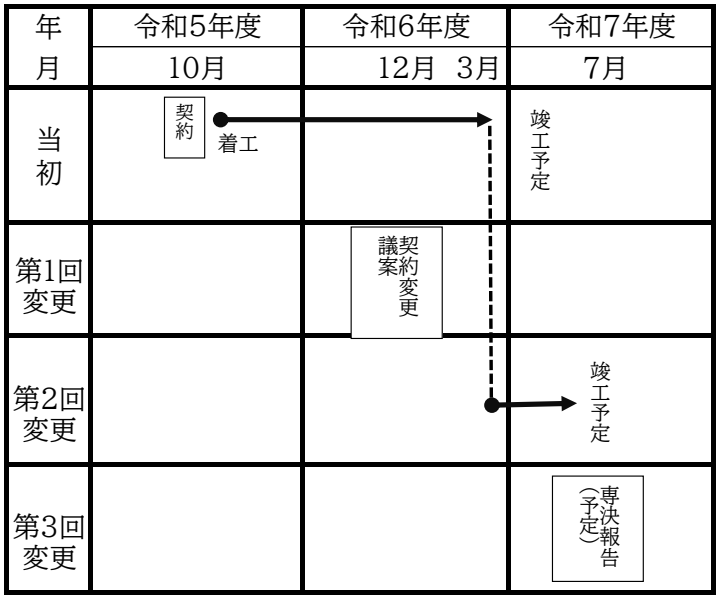

2．契約日　　令和5年10月18日

3．契約の相手方　　常盤工業株式会社
東京都千代田区九段北四丁目2番38号
代表取締役　齊藤　健

4．契約見込金額

当　初	283,800,000円	（令和5年3定議決）
第1回	315,147,800円	（令和6年4定議決）
増減額	31,347,800円	１１．０%増
第2回	315,147,800円	（令和7年3月21日工期変更）
増減額	0円	増減なし
第3回	326,734,100円	（令和7年3定専決報告予定）
増減額	11,586,300円	３．７%増

5．変更内容
① 取付管の内面被覆工追加による増額
② 電線共同溝蓋の形状変更による増額　等

6．契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第1回変更	工期変更なし
第2回変更	契約締結日の翌日～令和7年7月31日
第3回変更	工期変更なし

政策経営部資料７
令和７年９月５日

カムチャツカ半島付近の地震による津波警報発令に伴う帰宅困難者対応について

１．経緯

本年７月30日（水）8時25分頃に発生したカムチャツカ半島付近の地震による津波の影響により、太平洋沿岸部を中心に津波警報が発令され、首都圏の一部の鉄道に運転見合わせや遅延が発生した。

区は、津波の影響が長期化する可能性があるとの専門家の予測を受け、また帰宅ラッシュの時間帯が迫っていたことから、東京都の要請に基づき、一時受入施設の開設を決定した。

２．対応内容（具体的な対応内容は参考資料１のとおり）

（１）帰宅困難者の受入に関する協定を締結している108の施設に対し、MCA無線及び東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム(通称:キタコンDX)により、受入施設の開設要請を行い、12施設が開設した。

（２）区内の４警察署および３消防署に対して、区内各地の滞留者情報や混雑情報の収集を依頼した。

（３）千代田区防災ポータルサイト、防災アプリ、区ＨＰ、区ＳＮＳを活用しリアルタイムな情報発信を行った。

参考：当日ポータルサイトアクセス数:3,244 ﾕｰｻﾞｰ（７月の日平均:289 ﾕｰｻﾞｰ）
当日アプリダウンロード数:18件(７月末時点ダウンロード数:3,163件)

３．協力施設一覧（参考資料２（協定上、公開可能施設のみ記載）

開設施設数　　12施設（うち６施設は平時非公開）
受入可能人数　　3,706人
実際の受入人数　　0人

４．今後の課題

- キタコンDXについて、訓練等を通じて帰宅困難者等一時受入施設の施設管理者の熟練度をさらに高めていく必要がある。
- 区総合防災情報システムとキタコンDXとのシステム連携を行い、区のオペレーションの効率化を図る必要がある。

政策経営部参考資料１
令和７年９月５日

令和７年７月30日カムチャツカ半島付近の地震による津波警報発令に伴う帰宅困難者対応

時　刻	事　　項
8:25	カムチャツカ半島沖で、マグニチュード８．７の地震発生
8:37	北海道、東北地方、茨城県、千葉県九十九里、和歌山県等で津波注意報発令（最大１ｍ）
9:40	津波注意報発令（東京湾内湾） 津波警報発令（北海道、東北地方、茨城県、千葉県九十九里等）（最大３ｍ） 区内に配布している防災ラジオでの放送確認済み Ｊアラート及び東京都防災無線から注意報を確認済み
11:19	安全・安心メール、ポータルサイト、LINE・Xにて注意情報配信（以降、順次配信）
12:37	第１波到達（観測地点：東京晴海）
14:15	最大波到達0.2m（観測地点：東京晴海）
16:50	JR東日本東京駅に路線の復旧見込みを聞き取り（横須賀線・東海道線・湘南新宿ライン等）終日運転見合わせとのこと
16:57	東京都より「主要駅等における滞留者対応について」の通知を受信 （各自治体は駅周辺の混雑状況に配慮し、駅周辺の帰宅困難者一時受入施設の開設を行うよう依頼）
17:00	都からの通知による要請を受け、受入施設の開設要請を決定
17:32	帰宅困難者一時受入施設の開設要請：キタコンＤＸ及びMCA無線により実施
18:30	茨城県から和歌山県にかけて発表されていた津波警報が津波注意報に切り替わる。
18:50	区内４警察署・３消防署に受入施設情報の連絡および各所管エリアの滞留者情報の確認依頼。その後随時主要駅の滞留者無しとの情報提供あり
19:15	東京都から連絡。津波警報から注意報に変わったことにより、以降の開設不要の旨の通知あり。全受入施設へキタコンＤＸおよびＭＣＡ無線で発信
19:30	災害ダッシュボード起動（大丸有の複数のデジタルサイネージで受入施設の開設情報を放映）
19:30	東京都総務局総合防災部（帰宅困難者担当）に架電。閉鎖要請等について確認
20:09	東京都より帰宅困難者一時受入施設の閉鎖通知を受信 開設中の受入施設に閉鎖の連絡
20:50	災害対策・危機管理課による帰宅困難者等一時受入施設の開設対応終了
21:00	区内消防署及び警察署に帰宅困難者一時受入施設の閉鎖を報告

政策経営部参考資料２
令和７年９月５日

No.	施設名	所在地		協定締結先	受入人数
1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	500
2	国土交通省　中央合同庁舎第３号館	霞が関 2-1-3	国施設	国土交通省大臣官房会計課長	50
3	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	130
4	九段第２合同庁舎（法務局）	九段南 1-1-15	国施設	東京法務局総務部長	85
5	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	30
6	丸の内トラストタワー	丸の内 1-8-1	民間ビル	森トラスト㈱	220
7	丸の内二重橋ビル	丸の内 3-2-3	民間ビル	三菱地所㈱ 東京商工会議所 ㈱東京会館	100
8	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	50
9	共立女子学園 神田一ツ橋キャンパス２号館	一ツ橋 2-6-1	大学	㈻共立女子学園	767
10	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	50
11	ザ・ペニンシュラ東京	有楽町１－８－１	ホテル	㈱ペニンシュラ東京	447
12	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	1277

計　3706